

次期本庄市総合振興計画

前期基本計画(構成イメージ)

健康福祉分野

だれもが安心して健やかに
いきいき活躍できるまち

- 1 子ども・子育て支援
- 2 健康づくりの推進
- 3 医療体制の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障害者福祉の推進
- 7 生活困窮者等の支援

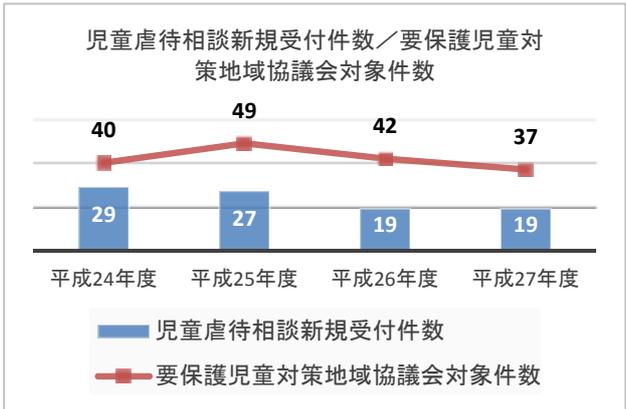
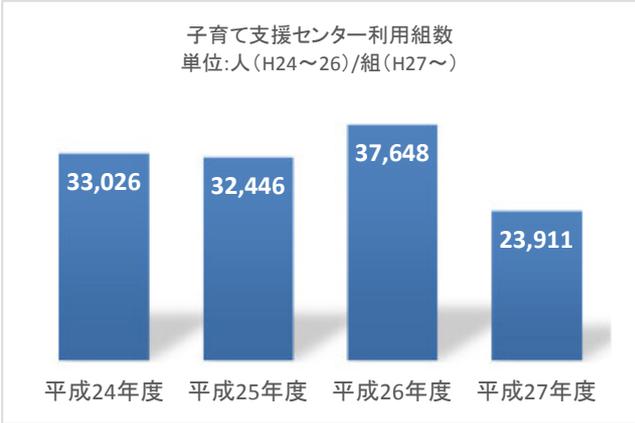
1 子ども・子育て支援

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。 ●妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整っています。 ●地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。
------	--

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数（年間）	23,911 組 （平成 27 年度）	25,300 組

子育ての現状



現況と課題

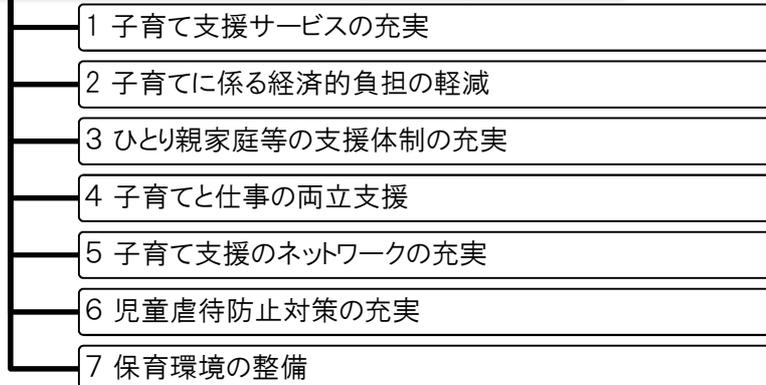
- 【施策に係る市民満足度：「子ども・子育て支援」29.9%】
- 未婚化や晩婚化などにより急速に進展する少子化や、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子ども達を取り巻く環境は厳しく、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てニーズに対応する子育て環境の整備が求められています。
 - 国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築し子育てしやすい社会づくりを推進するため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この新制度は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。
 - 本市でもこの実現のため、子ども・子育て支援サービスのニーズに対する確保方策等をきめ細

かく計画するとともに施策、事業の方向性を明確にしたうえで、子ども・子育てへの支援サービスと環境整備に取り組んでいます。

- こうしたことを背景として、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合う、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めるため、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの設置、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援の充実など、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが重要です。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

1 子ども・子育て支援



施策中項目の取り組み内容

1 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援体制を整えます。

2 子育てに係る経済的負担の軽減

- 児童手当の支給や子ども医療費の支給を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもを3人以上養育している家庭の保育料の軽減を実施します。

3 ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4 子育てと仕事の両立支援

- 保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
- 低年齢児を保育する小規模な保育施設を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
- 認定こども園等を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。

5 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続しています。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行っています。

6 児童虐待防止対策の充実

- 要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行っています。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。

7 保育環境の整備

- 教育・保育施設の適正整備と安心で安全な保育環境の保育所等の施設整備をします。
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取り組み

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児不安や育児の負担感を抱え育児に支障をきたす親が増えています。こうした親を支援していくため、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

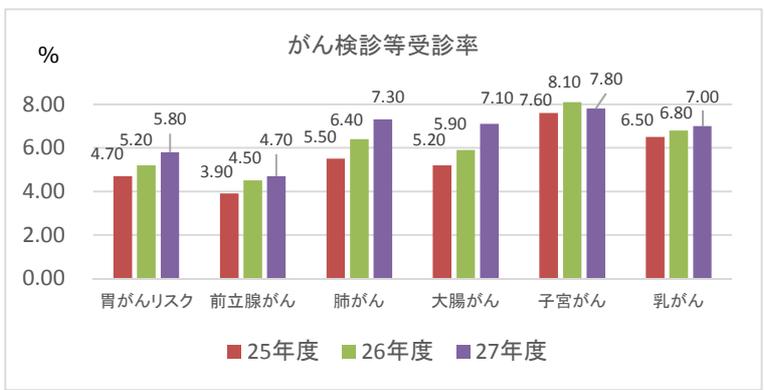
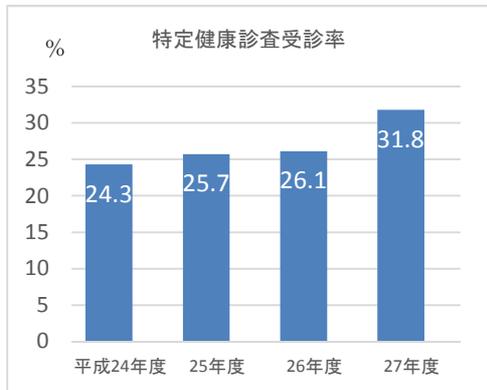
2 健康づくりの推進

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。 ●各ライフサイクルにおける心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。 ●発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。
-------------	--

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
特定健診※の受診率	31.8% (暫定平成27年度)	60% (国の定めた目標値)
がん検診等の受診率	胃がんリスク検診5.8% 前立腺がん4.7% 肺がん7.3% 大腸がん7.1% 子宮がん7.8% 乳がん7.0%	50% (国の定めた目標値)

健康づくりの現状



※ 発達障害：乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い、認知・言語・社会性・運動などの障害を包括する概念

※ 特定検診：内臓脂肪型肥満や生活習慣病の予防を目的に、医療保険者に平成20年度から実施することが義務付けられたもの。40歳から74歳の全国民を対象に、健康保険組合や国民健康保険などすべての保険者に健診を義務づけ、健診から漏れがちだった専業主婦や自営業者等も対象とする

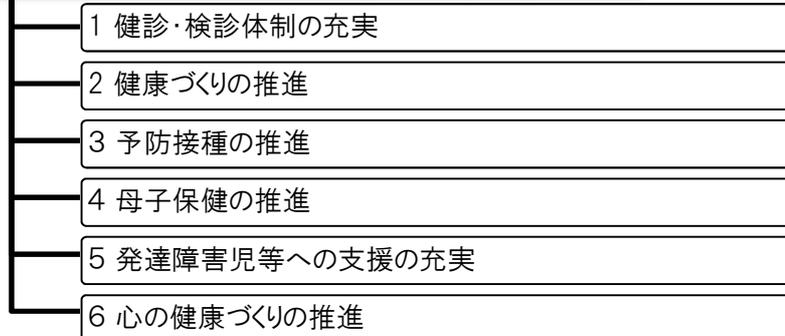
現況と課題

【施策に係る市民満足度：「健康づくりの推進」44.4%】

- 各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるように努めていますが、受診率・受講率は低い状況です。市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。
- 核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、子育てに対しての市民ニーズも変化してきております。子どもたちが健やかに育っていくためには、妊娠・出産期～思春期、各ステージにおける取り組みの充実が必要です。また、育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野にいれ、切れ目のない支援を行っていきます。
- 食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く生活の質にも大きく影響を及ぼすなど、健康づくりにおいて中核をなすものです。栄養バランスに配慮した食事や規則正しい食生活を送り、健康で豊かな生活を実現するため、一人ひとりが正しい知識に基づき、望ましい食生活を実践することが重要です。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター（すきっぷ）を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 自殺者は全国的には4年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。本市では平成26年度21人、平成27年度19人、平成28年度24人と20人前後で推移しています。平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される当市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、心の健康づくりをすすめます。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

2 健康づくりの推進



施策中項目の取り組み内容

1 健診・検診体制の充実

- ・「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国保被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。
- ・健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。

2 健康づくりの推進

- ・効果が認められている健康長寿埼玉モデル事業の導入や、動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。
- ・全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

3 予防接種の推進

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。

4 母子保健の推進

- ・乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

5 発達障害児等への支援の充実

- ・発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。

6 心の健康づくりの推進

- ・改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される当市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりをすすめます。

協働による取り組み

- ・各地域における、健康づくりの取り組みと相互に連携し、地域の特性を生かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市健康づくり推進総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力を高める総合計画
本庄市国民健康保険データヘルス計画	平成 28 年度～平成 31 年度	特定健診やレセプトのデータ分析結果に基づく国保加入者の健康保持増進を図るための事業計画

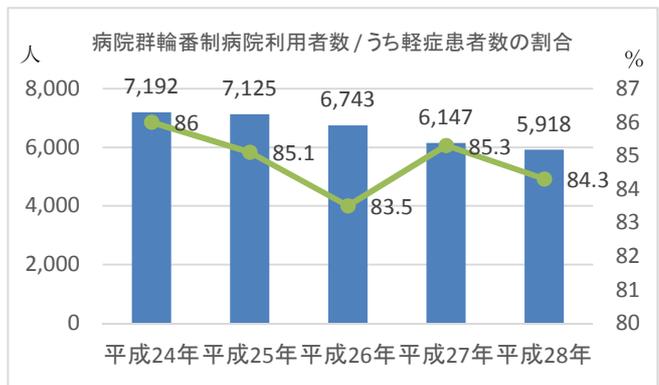
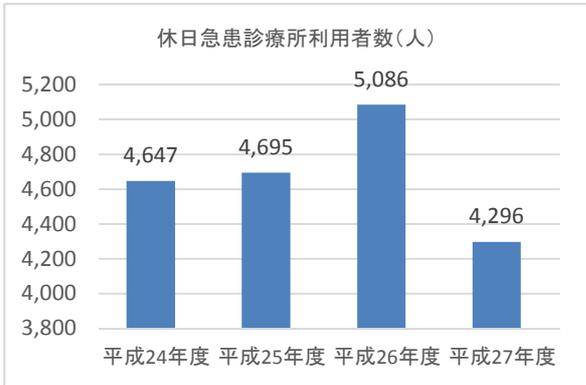
3 医療体制の充実

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。 ● 高度医療をはじめ地域医療体制が充実しています。 ● 市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもち、自ら健康管理を行っています。
-------------	---

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率（夜間や休日の輪番当番病院を受診する人のうち軽症者の割合）	84.3%	75%

地域医療、救急医療の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「医療体制の充実」27.9%】

- 本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。
- 初期救急医療[※]は、休日急患診療所において、休日及び年末年始の昼間及び夜間と平日の1日の夜間に内科系診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療[※]は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて休日の昼間と全日の夜間、輪番制で対応しています。輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があります。本来の二次救急の機能を果たせるように初期救急医療体制の整備が必要です。
- 高度な医療を必要とする三次救急医療[※]や小児の二次救急医療については、熊谷・深谷地域を含

※ 初期救急医療:外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する医療体制

※ 二次救急医療:入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療体制

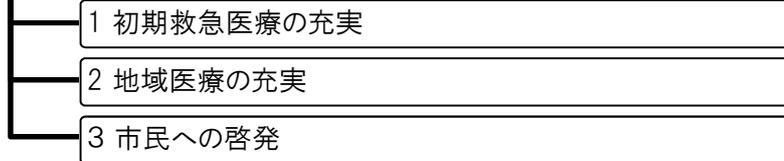
※ 三次救急医療:重篤な救急患者に対する医療体制

む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応出来る医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域への搬送や、搬送時間が短い群馬県の病院へ搬送されています。市民の安心安全のために高度医療をはじめ地域医療の充実が重要です。北部医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。

- かかりつけ医を持っている市民の割合は35.3%でまだまだ低い状況です。市民1人1人がかかりつけ医を持つことは、自分のからだに責任を持つことであり、適切な医療を受け健康を守るために有効です。また市民のかかりつけ歯科医を持っている割合は76.2%ですが、60歳以上で20本以上歯がある人の割合は57.7%であり、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することができるよう普及啓発が必要です。これらのことから、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたる様に周知啓発していく必要があります。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

3 医療体制の充実



施策中項目の取り組み内容

1 初期救急医療の充実

- 在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。平日夜間診療日の拡充に向け協議を継続します。

2 地域医療の充実

- 郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れが出来るよう、体制の整備・充実に努めます。
- 小児二次救急医療は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。
- 医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致も含めさらに高度な医療の充実に向け研究します。

3 市民への啓発

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図ると共に、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市健康づくり推進総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力を高める総合計画

4 地域福祉の推進

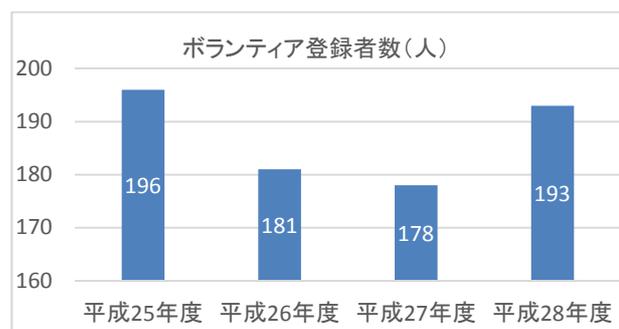
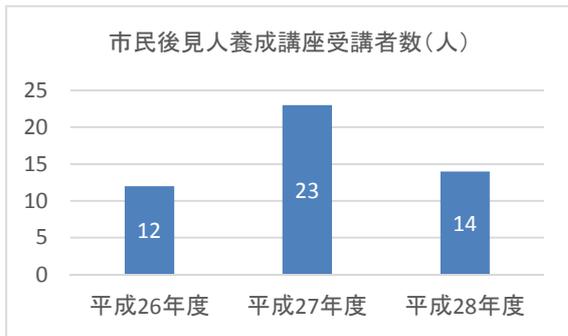
めざす姿

- 誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- 行政と関係機関・団体、地域住民が共に協働しながら地域の諸課題を解決する体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市民後見人候補者の登録者数	7人	30人

地域福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

- 急速に進む少子高齢化や経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない複合的かつ多様な福祉ニーズが出現し、社会的孤立、ひきこもり、自殺、貧困、虐待などの様々な課題が生じています。
- これらの課題を解決するためには、ニーズに応じた様々な形の支援を、支援対象者の生活に寄り添い継続的かつ日常的に行う必要があり、行政や関係機関・団体、専門事業者だけでなく、地域住民やボランティアも連携した幅広いネットワークが求められます。
- 年齢や障害の有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく活躍できるよう、地域住民、関係機関・団体、事業者、社会福祉協議会による主体的な支え合いの活動を支援するとともに、地域や個人の課題の発見から解決までを包括的に支援するための体制を構築する必要があります。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

4 地域福祉の推進

1 地域福祉の推進体制づくり

2 地域福祉意識の醸成と活動の促進

3 権利擁護の推進

施策中項目の取り組み内容

1 地域福祉の推進体制づくり

- ・本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、多様な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- ・保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- ・地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2 地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取り組みを行います。
- ・地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。

3 権利擁護の推進

- ・知的障害者や精神障害者、また今後増加することが予想される認知症高齢者の方々を社会全体で支えあう共生社会を実現するために、市では成年後見制度を担う人材の育成や制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会や成年後見制度を推進している NPO 法人等と協力しながら権利擁護を進める組織体制の整備を行います。

協働による取り組み

- ・地域共生社会の実現に向けた行政と地域住民等の「協働」による地域福祉の推進。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

5 高齢者福祉の充実

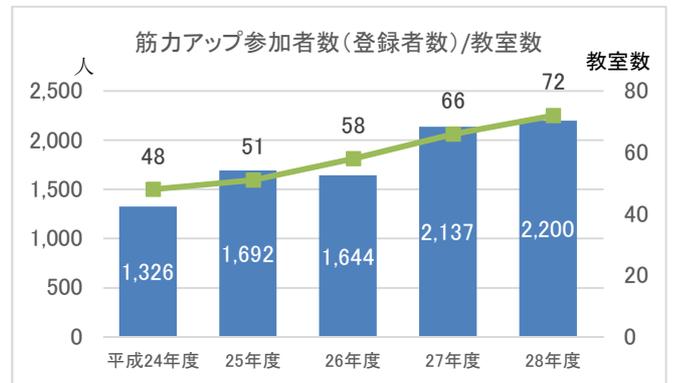
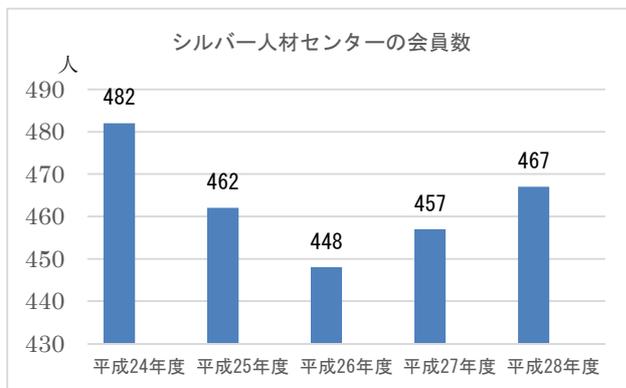
めざす姿

- 多くの高齢者が住みなれた地域で元気に安心して暮らしています。
- 介護予防の取り組みが充実し、高齢者の心身の健康が増進されています。
- 高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。
- 高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	467人	516人
筋力アップ教室（介護予防事業）参加者 （65歳以上の高齢者を対象に開催する筋力アップ教室への参加者数）	2,200人	3,000人

高齢者福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「高齢者福祉の充実」19.3%】

- 本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査によると26.9%でしたが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には30%を超えて、その後も高齢化は更に高まるものと予想されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を整備充実する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が予想されます。高齢

者が可能な限り要介護状態にならないため、介護予防や生きがいつくりを推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。

- 高齢者の中にはボランティア活動等を通じて社会に参加したいと考える人も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、ボランティアへの参加支援、就労機会の拡大などを推進し、元気な高齢者が、生涯現役として活躍していくことが必要です。
- 高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立化を防ぐなど、地域で高齢者を支え合う環境を整えることが必要になっています。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の利用拡大を図る必要があります。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

5 高齢者福祉の充実

- 1 介護予防の推進
- 2 介護・福祉のサービスの連携と充実
- 3 社会参加・生きがいつくりの促進
- 4 とともに生きる豊かな地域社会づくり

施策中項目の取り組み内容

1 介護予防の推進

- 市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の心身の健康の増進を図り、医療や介護が必要な状態になることを可能な限り防止します。

2 介護・福祉のサービスの連携と充実

- 介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実し、地域包括ケアシステムのサービス基盤を整備します。

3 社会参加・生きがいつくりの促進

- 老人クラブや生涯学習の充実で高齢者の生きがいを増進するとともに、地域活動やボランティア活動、高齢者が高齢者を支える互助・共助の生活支援サービスの整備、就労機会の拡大など、高齢者が活躍できる場の創出と充実に努めて、高齢者の社会参加を促進します。

4 とともに生きる豊かな地域社会づくり

- 市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどの人的資源を積極的に活用して連携し、高齢者が安心して生活できるバリアフリーのまちづくりに努めます。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用拡大を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

協働による取り組み

1. 市民と協働しての地域ぐるみの健康づくりと介護予防
2. 自助・互助・共助による高齢者福祉の仕組みづくり
3. 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築する。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市健康づくり推進総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力を高める総合計画

6 障害者福祉の推進

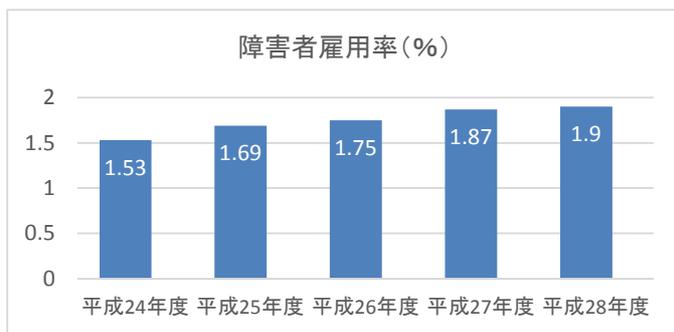
めざす姿

- 障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人としての尊厳を保てるような暮らしをしています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
障害者雇用 [※] 率 (本庄ハローワーク管内の雇用者のうち障害のある人を雇用している率)	1.9%	2%

障害者福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

- ・障害者施策の新たな展開のために、障害者自立支援法に代わり、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。これにより障害福祉サービスの対象の拡大と拡充が図られました。そのために障害福祉サービス等に対する需要は年々増えています。特に精神障害や知的障害に関わるケースが顕著です。また、複合的な課題を抱えたケースも増加傾向にあります。これに対応するために、本市においても、様々なサービスを提供しています。

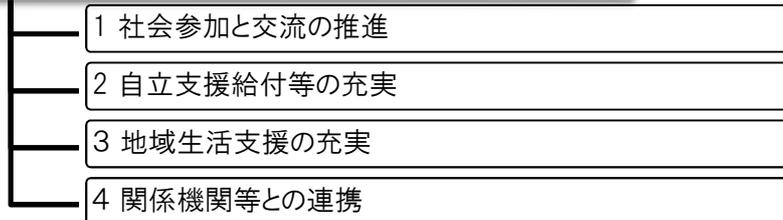
障害者施策において、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重される共生社会の実現」という理念のもとで、障害のある人が障害を克服して、安心して生き生きと暮らせ、活躍の場が確保され、地域社会の一員として尊重される「ノーマライゼーション」を叶えるためには、障害福祉サービス等の充実と体制づくりが重要です。

※ 障害者雇用率: 企業や地方公共団体等の常用する労働者に対する身体障害者又は知的障害者の雇用割合のこと

そのためには、障害のある人のニーズを的確に捉え、介護給付などの障害福祉サービスを充実させ、就労支援体制の確保や権利擁護の推進、交流・啓発事業の促進を図っていきます。また、これらの施策は、医療や生活支援などの他の部門との関わりも深く、その整合性を図るために、関係機関や地域住民との有機的な連携・協力を進めていきます。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

6 障害者福祉の推進



施策中項目の取り組み内容

1 社会参加と交流の推進

・就労支援センターの活動により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立の手助けをします。併せて、生涯学習への参加を促し、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催や地域活動支援センターの設置により地域での交流を積極的に取り組みます。

2 自立支援給付等の充実

・引き続き介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、障害のある人のニーズに障害程度に応じたサービス提供を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の充実に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

・相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付等、成年後見制度利用支援などの事業を行うことによって、地域の状況に応じたサービスを提供し、障害のある人が地域においていきいきと生活ができるような施策を推進します。併せて、相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設立を目指し、円滑な相談支援を推進します。

4 関係機関等との連携

・自立支援協議会の活性化により、障害者団体、事業者、行政機関などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人の手助けとなる施策を推進します。

協働による取り組み

・自立支援協議会の設立により、関係機関間での情報共有がスムーズとなり、障害のある人

の処遇につき協働・連携して事に当たれる環境が整いました。今後は、これを基に社会福祉法人やNPO等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むと共に、これらの団体と連携して、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成31年度～平成35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成31年度～平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成30年度～平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度～平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度～平成32年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画

7 生活困窮者等の支援

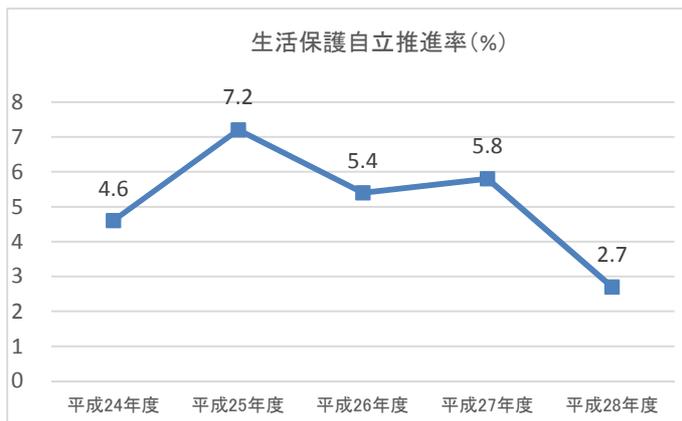
めざす姿

- 生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15才~65才)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)	2.7%	5.2%

生活困窮者支援の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

- 少子高齢化に代表される急激な社会構造や経済の変化、生活環境における人間関係の希薄化などを背景に、生きづらさを抱え、経済的にも困窮している人、いわゆる生活困窮者等が全国的に増加しており、本市においてもその傾向にあります。また、新たに、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった課題も顕在化してきています。
- 本市では、これまで、生活困窮者等への施策として、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、経済的困窮だけでなく、生活上の様々な困りごとや不安を抱えた人の相談をワンストップで受け付け、制度の適正運用を進め、事態が深刻化する前に適切な支援つなげるとともに、安定した生活の実現と自立の促進に取り組んできました。
- 生活困窮等に至る要因は、複合的で、その課題が多分野に渡っています。このことから、その課題の解決には、行政機関だけではなく、専門的ケアを含め、様々な主体のかかわりが一層求

められています。また、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりの観点から、生活困窮者の受け皿となり、共に支えあえる“地域”の存在が重要となっています。

- これらを踏まえ、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった新たな課題を含め、生活困窮者等の自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面でつながりを持ちつつ、安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- このため、潜在的な支援対象者の早期発見に努めつつ、支援を必要とする方の生活に寄り添った継続的・日常的な支援を行うとともに、多様なケースに対応するため、より実効性の高い関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、市民の理解と協力を得つつ協働して、生活困窮者等とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。

めざす姿の実現に向けた取り組み（施策大項目と中項目の体系）

7 生活困窮者等の支援

1 生活困窮者等への支援

2 支援への理解を深める取組みと支援ネットワークづくり

施策中項目の取り組み内容

1 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた基礎能力の習得を支援します。
- 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い自立を促進します。
- こうした取組みをひとつの受け皿として、地域社会と連携し、“ひきこもり”などの新たな課題への対応を進めます。

2 支援への理解を深める取組みと支援ネットワークづくり

- 生活困窮者への支援のためには、行政機関のみならず、保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの協働が必要不可欠です。特に、自ら声をあげられないような潜在的に支援を必要とする方への早期支援は、より重要となります。このため、支援制度への理解を深める取組みとして、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組みを進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。

協働による取り組み

- 行政と地域住民等の「協働」による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者にやさしい地域共生社会の実現を目指します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画